

令和7年分 確定申告 事前予約制 令和8年度 住民税（市民税・県民税）申告

担当：税務課

※稲敷市役所や公民館等、市の会場で申告することを「申告相談」と記載しています。

申告の流れ

※詳細は2~4ページ参照※

1

確定申告や住民税
申告が必要か確認
する。

→2ページ参照、ま
たは国税庁チャット
ボット「ふたば」

2

申告が必要な場合
は、どこで申告す
るか（できるか）
確認する。

→3ページ参照

3

会場で申告する場合は
予約する。

※利用者識別番号を未取得の
方は、利用者識別番号を取得
してください。（下記参照）

→市役所（4ページ参照）
→税務署（LINEまたは整理券）

4

必要書類な
どをそろえ
る。

→3ページ
参照

5

申告書を作成して
提出する。

→自分で作成し郵送、
または会場で作成。

- ◎ 市役所への来庁や、市役所の代表番号へのお電話では、申告相談の予約はできません。
- ◎ 申告期間中は税務課職員が各会場へ出向くため、税務課窓口での申告相談（スマートフォンの操作方法等を含む）はお受けできません。
- ◎ 昨年度、住民税申告をされた方には、市から住民税申告についての通知を郵送します（1月末発送）。

利用者識別番号が必要になります！

- ◎ すでに利用者識別番号をお持ちの方は、その番号がわかる書類を申告相談にお持ちください。
(確定申告のお知らせハガキ、利用者識別番号発行画面のスクリーンショットなど)
- ◎ 利用者識別番号をお持ちでない方は、事前に、下記のe-Taxサイト（24時間可）または稲敷市役所税務課窓口（令和8年2月13日までの平日のみ）にて取得してください。

- e-Tax国税電子申告・納税システム 開始届出（個人の方用）新規
(https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU_APP/lnk/kaishiShinkiKojin)



- ◎ 利用者識別番号とは、e-Taxを利用して確定申告をするとき（確定申告書をデータで税務署へ提出するとき）に必要になる、国税庁発行の16桁の番号です。（※マイナンバーとは別のものです。）
- ◎ この番号を利用し確定申告書をデータで提出することで、
 - ★申告相談の待ち時間短縮
 - ★還付金振込みまでの期間短縮 などのメリットがあります！

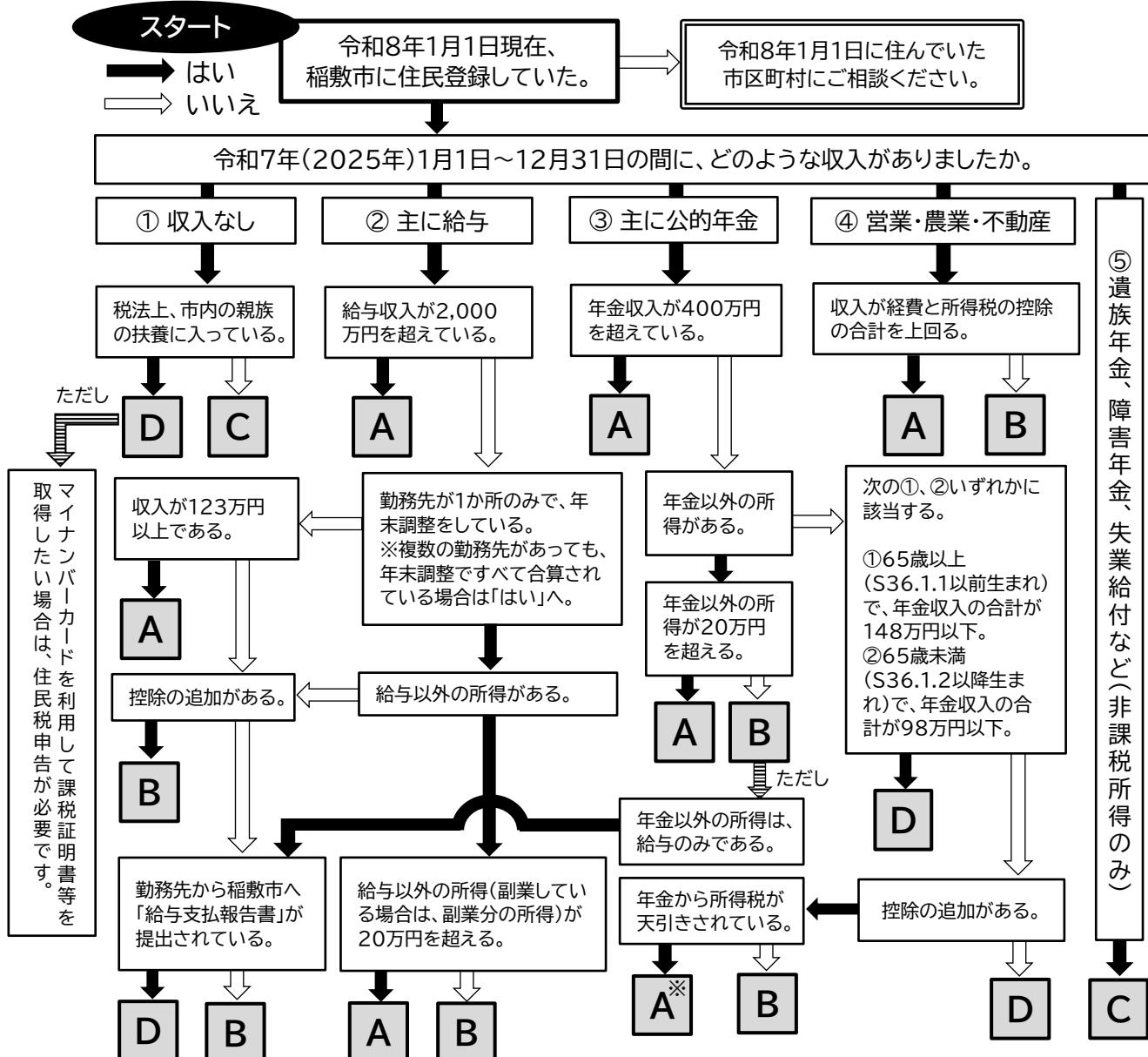
申告相談を利用せずに「確定申告」できます

- ◎ ご自身で確定申告書を作成し、提出することが可能です。
- ◎ 詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

- 国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
(<http://www.nta.go.jp>)



1 申告が必要かどうか確認する



判定	結果	申告・相談先	注意事項
A	確定申告が必要です。	竜ヶ崎税務署(稻敷市税務課)	所得税の確定申告を提出すれば、住民税申告(市民税・県民税の申告)は不要です。※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B	住民税申告(市民税・県民税の申告)が必要です。	稻敷市税務課	所得税が源泉徴収されており、所得税の確定申告(還付申告)をする場合は、税務署への確定申告書提出が必要です。
C	右の注意事項に該当する方は住民税申告(市民税・県民税の申告)が必要です。	稻敷市税務課	国民健康保険に加入されている方、後期高齢者医療保険に加入されている方、医療福祉費(マル福)受給者の方、非課税証明書または所得証明書が必要な方、市外在住者の税金上の扶養に入っている方は、申告が必要です。
D	確定申告及び住民税申告(市民税・県民税の申告)は不要です。	-	所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告することで還付が受けられる可能性もあります。

用語の意味

【確定申告】

- ① 1年間(1月1日～12月31日)の所得(原則すべての所得)を計算し、所得税(国税)を精算する手続き。
- ② 令和7年1月～12月の1年分の所得を申告し精算するので、令和7「年分」の申告と言います。

【住民税申告】※確定申告をする場合は住民税申告は不要です。

- ① 1月1日に住民登録をしている市区町村に対して、前年の所得を申告するものです。確定申告とは異なり、収入がなくても申告が必要な場合があります。
- ② 積算するのは令和7年1月～12月の所得ですが、翌年度(令和8年度)の住民税(市民税、県民税)を計算するための申告なので、令和8「年度分」の申告、と言います。

【年末調整】

- ① 勤務先で、給与や賞与から源泉徴収(天引き)された所得税の過不足を調整する手続き。

2 申告相談できる内容かどうか確認する

市で「できる」申告 (確定申告の一部、住民税申告)	市で「できない」申告 (確定申告)
<ul style="list-style-type: none">◆ 給与所得のみで、年末調整をしていないので還付を受ける。◆ 複数の勤務先からの給与収入を合算する。◆ 一時所得(個人年金等)の申告。◆ 営業、農業、不動産所得のみの白色申告。◆ 年金と給与を合算する。◆ 保険料控除、医療費控除を追加する。◆ 扶養親族(国内居住者のみ)を追加する。◆ 寄附金控除(ふるさと納税等)を受ける。◆ 2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける。◆ 収入がなかった申告(ゼロ申告)。	<ul style="list-style-type: none">◆ 令和8年1月1日現在、稻敷市に住民登録のない方や亡くなった方の申告◆ 収支内訳書のできていない、営業・農業・不動産所得等の申告◆ 分離課税の申告(土地・建物・株式等の売買、配当所得、先物取引、退職金等)◆ 青色申告◆ 準確定申告(亡くなった方の確定申告)◆ 過年度分(令和6年分以前)の申告◆ 初年度の住宅借入金等特別控除◆ 住宅特定改修特別税額控除◆ 仮想通貨の申告◆ 国外居住の親族を扶養とする申告◆ 消費税、相続税、贈与税の申告◆ 謹度所得◆ 繰越損失◆ 雜損控除◆ その他高度な判断を要する申告

ご自分で申告書を作成し郵送等で提出する、または申告相談を予約して申告してください。

ご自分で申告(スマホ、パソコン等)、竜ヶ崎税務署へ出向いて申告(要予約)、税理士へ依頼する等の方法で申告してください。
竜ヶ崎税務署: ☎ 0297-66-1303(代表)
※インボイス制度、消費税、所得税の申告についての問い合わせ先は、竜ヶ崎税務署です。

3 申告相談を予約する・利用者識別番号を取得する

- ◆ 稲敷市役所で対面での申告相談をご希望の方は、4ページをご参照のうえ、ご予約ください。
※ご自分で申告書を作成される場合は、確定申告書は竜ヶ崎税務署へ、住民税申告書は稻敷市役所税務課へお送りください。
- ◆ **利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Taxまたは税務課窓口にて利用者識別番号を取得してください(1ページ参照)。**
すでに利用者識別番号をお持ちの方は、その番号がわかる書類をご準備ください。

4 必要書類・持ち物の準備

- ◆(※)印のついた書類は、事前に記入して、申告相談当日にお持ちください。
- ◆ 収支内訳書、医療費の明細書等は、1月中旬に稻敷市役所、東支所、新利根公民館、桜川公民館に備え付けますので事前にお取りいいただくか、国税庁ホームページ等からダウンロードしてご準備ください。

共通	□ 申告者本人の個人番号がわかるもの	マイナンバーカード、個人番号通知カード等。コピー可。
	□ 本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等。申告者本人のもの。 ※ご家族が代理で来庁される場合は代理人のもの(原本)と、申告者本人のもの(コピー可)。
	□ 銀行口座(申告者本人名義)がわかるもの	通帳、キャッシュカード等。
	□ 利用者識別番号がわかるもの	すでに利用者識別番号をお持ちの方、ご自分で取得された方はお持ちください。
	□ 税務署からの書類一式	確定申告のお知らせハガキ等が届いている場合はお持ちください。
該当する方のみ 控除	□ 令和7年分 給与所得の源泉徴収票	勤務先が発行するもの。
	□ 令和7年分 公的年金の源泉徴収票	年金機構(年金事務所)等が発行するもの。年金振込通知書ではお受けできません。
	□ 収支内訳書(※)	営業、農業、不動産所得のあつた方。 ※土地を貸して年貢米を受け取っている場合は、耕作者に米の価格を確認してからお越しください。
	□ 報酬等の支払調書、配分金支払証明書	報酬等の支払者が発行するもの。
	□ 個人年金の支払通知書、満期保険金の支払調書	個人年金や保険金を受け取った場合。保険会社が発行する、支払額や必要経費が記載されたもの。
	□ 社会保険料控除証明書	介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等。
	□ 保険料控除証明書	生命保険、地震保険、小規模企業共済等。保険会社が発行するもの。
	□ 医療費控除の明細書(※)、医療費通知	診療を受けた人、病院ごとに領収書を整理し合計額を計算しておく。
	□ 保険金等による補填金額がわかるもの	かかった医療費について保険金や高額療養費等で補填された場合に必要。
	□ おむつ使用証明書	おむつ代を医療費控除に含める初年度は、主治医の証明書が必要。高齢福祉課で交付可の場合あり。
	□ おむつ代医療費控除用確認書	おむつ代の医療費控除が2年目以降の場合、高齢福祉課へ申請し交付を受ける。
	□ 寄附金の領収書	ふるさと納税、日本赤十字社等。
	□ 障害者手帳(本人または扶養親族分)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等。
	□ 障害者控除対象者認定書	障害と同様の介護状態にある方など。高齢福祉課へ申請し交付を受ける。
	□ 住宅借入金等特別控除 関係書類(※)	住宅借入金等特別控除額計算明細書、年末残高証明書(2年目以降)。

5 申告相談 当日

- ◆ 予約した時間の10分前までに会場へお越しいただき、受付に予約番号やお名前をお伝えください。
※当日の進行状況により、お待ちいただく場合やご予約の時間内に終了しない場合もありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。
- ◆ 書類に不備等がなければ、その場で職員が申告書を作成し、控えをお渡します。
※控えは、ご自宅で原則5年間(事業所得等のある方は7年間)保管してください。
※確定申告の場合は、市役所から竜ヶ崎税務署へデータを送信します。

申告相談 予約方法

★ご都合の良い会場・日時を選び、インターネットまたはお電話でご予約ください。

方法	予約サイト／電話番号	受付期間・注意事項など
インターネット	 申告予約サイト  ※稲敷市ホームページに予約サイトへのリンクを掲載しています。	<p>◆ 受付開始：2月 2日(月) 午前9時 ◆ 受付終了：3月15日(日) 午後4時 ◆ 受付時間：24時間受付</p> <p>◎ 希望日の前日午後4時までに、ご予約をお願いします。 ◎ ご予約の変更やキャンセルについても、前日の午後4時までに行なってください。</p>
コールセンター	029-846-2330  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 市外局番から おかげください。 </div> ※ 毎年、予約開始から5日間ほどは大変 混み合い、電話がつながりにくくなります。 インターネットからの予約もご利用ください。	<p>◆ 受付開始：2月 2日(月) 午前9時 ◆ 受付終了：3月13日(金) 午後4時 ◆ 受付時間：各日 午前9時～午後4時(土日祝日を除く)</p> <p>◎ 希望日の前日(土日祝日を除く)午後4時までにご予約ください。 【例】2/18(水) 希望→2/17(火) 午後4時までに予約 【例】3/16(月) 希望→3/13(金) 午後4時までに予約 ◎ ご予約の変更やキャンセルについても、上記の締め切りまでにコールセンターへご連絡ください。</p>

申告相談 実施日

◆ 下の表の「○」が付いている日に申告相談を実施します。各会場は下記のとおりです。

江戸崎会場：稲敷市役所本庁舎3階 331会議室 (稲敷市犬塚1570番地1)

新利根会場：新利根公民館 研修室4 (稲敷市伊佐津3239番地1)

桜川会場：桜川公民館 研修室 (稲敷市須賀津208番地)

東会場：東支所1階 多目的室 (稲敷市結佐1545番地)

2月		日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月(祝)	火	水	木	金	土	日	
江戸崎会場		○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	
新利根会場		-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	
桜川会場		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東会場		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	

※国税庁の対応方針に合わせ、令和8年分確定申告の時期(令和9年2月～3月)の閉庁日(休日)対応は実施しない予定です。

3月		日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜日	月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
江戸崎会場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	
新利根会場		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
桜川会場		-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東会場		-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	

◆ 1枠20分で設定しています。ご都合の良い枠をご予約ください。

午前 の 部	①	8:45 ~ 9:05	午 後 の 部	⑧	12:50 ~ 13:10
	②	9:10 ~ 9:30		⑨	13:15 ~ 13:35
	③	9:35 ~ 9:55		⑩	13:40 ~ 14:00
	④	10:00 ~ 10:20		⑪	14:05 ~ 14:25
	⑤	10:25 ~ 10:45		⑫	14:30 ~ 14:50
	⑥	10:50 ~ 11:10		⑬	14:55 ~ 15:15
	⑦	11:15 ~ 11:35		⑭	15:20 ~ 15:40
				⑮	15:45 ~ 16:05

●同一世帯の方でしたら、ご家族分の書類をお持ちいただき、同じブース(席)で申告することが可能です。(友人同士は不可)。

●同一世帯の複数人分を申告される場合、1～2人分までは1枠(20分)、3～4人分は連続する2枠(例:④と⑤、⑬と⑭などの計40分)をご予約ください。

●ご予約の時間の10分前までに、会場へお越し下さい。